

別府川漁業協同組合内共第 1 1 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、別府川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網、投網、延網又はうなぎ塚、及びカニかごによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網、投網、延網又はうなぎ塚、及びカニかごによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣、竿釣、たも網	たも網径1m以下のべ網高1m以下 網目8分以上	鹿内第1号 漁場内（ 第5条に掲げる禁止区域を除く）	第4条に掲げる期間
こい漁業	手釣、竿釣			
うなぎ漁業	うなぎ塚 手釣	塚高1m以下		

もくずがに漁業	カニかご	1辺1m以下		
---------	------	--------	--	--

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期 間
あ ゆ 漁	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こ い 漁	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ 漁	6月1日から 9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに 漁	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する販売所に掲示する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 期 間
始良市船津井堰より上流蒲生川500m山田川200m船津橋下流300m (全面禁止)	1月1日から12月31日まで
始良市蒲生町米丸井堰より上流 柗野橋まで (全面禁止)	1月1日から12月31日まで
山田川最上井堰より上流100m (網禁止)	1月1日から12月31日まで
山田川木津志親水公園上流200m (網禁止)	1月1日から12月31日まで
始良市蒲生町白男橋から上流取水関まで 北中河川公園 (全面禁止)	1月1日から12月31日まで
始良市蒲生町友徳橋から上流二股まで 500m (全面禁止)	1月1日から12月31日まで
山田川中川原親水公園上流200m (網禁止)	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	20センチメートル
あゆ	10センチメートル
うなぎ	21センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 手釣、竿釣又は網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣	1年2500円
	網	1年3500円
うなぎ	うなぎ塚	1年1000円 1基
	手釣	1年2500円
もくずがに	カニかご	1年500円 1基
こい	手釣・竿釣	1年0円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 別府川漁業協同組合事務所（始良市蒲生町北1993-4）
- (2) かめや釣具店（始良市東餅田1718-1）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するは漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
蒲生川友徳橋から二股に至る区域
山田川中川原親水公園の区域
別府川船津橋下流区域

(備考) 産卵場を指定して整備する区域。

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は、鹿児島県知事の許可のあった日令和5年9月1日から施行する。